

令和8年8月24日

交野市と「災害時等における物資の相互利用に関する協定」の協定締結式を行います
～大規模災害時における、応急対策や被災者支援に必要な物資の相互利用を図ります～

地震などの大規模災害時には、被災市独自で保有する物資では、十分な応急措置ができません。

そこで、河内長野市と交野市は、災害時等において、それぞれが保有する物資を相互に利用することを目的とした、「災害時等における物資の相互利用に関する協定」を締結します。

これは、大規模災害時等に、本市と交野市のそれぞれが保有する物資を相互に利用することで、迅速かつ効率的に、応急対策や被災者支援を行うことを目的としております。

このことから、次のとおり、協定締結式を行います。

1. 協定締結先 交野市
(交野市私部1丁目1番1号)
2. 協定締結式 開催日時 令和8年8月25日(火) 午前10時00分から
開催場所 河内長野市役所3階 庁議室
(河内長野市原町一丁目1番1号)
- ※取材いただける場合は、下記問い合わせ先へご連絡ください。

- ### 3. 本協定の主な内容 災害時等における物資の相互利用について

【お問い合わせ先】

河内長野市都市環境安全局危機管理課

電話：0721-53-1111